

やまぐち中山間地域づくり活動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 人口減少や高齢化により、集落機能の低下や担い手不足が進む中山間地域において、幅広い知識と専門性を有する民間の専門家等を活用しながら、課題解決に向けた地域の取組を支援し、もって自立的かつ持続的な地域運営と中山間地域の活性化を図るため、やまぐち中山間地域づくり活動支援事業（以下「本事業」という。）を実施する。

(事業の実施地域)

第2条 本事業は、山口県中山間地域振興条例（平成18年山口県条例第51号）第2条に定められた「中山間地域」を対象とする。

(定義)

第3条 この要綱において「地域団体」とは、前条に定める中山間地域の複数の集落の住民等で構成される地域づくり団体等（法人格の有無を問わない。）をいう。

2 この要綱において、「地域の夢プラン」とは、地域住民が相互の話し合い等を通じて、自主的・主体的に地域の将来像や具体的な目標、行動計画等を定めたものをいう。

(事業の構成)

第4条 本事業は、次に掲げる事業で構成する。

(1) コーディネート事業

ア コーディネーター派遣事業

地域づくりに関する豊富な知識経験を有する民間の活動家等を中山間地域づくりコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）として地域団体に派遣し、継続的に中山間地域づくり活動を支援する。

イ 先進地視察支援事業

コーディネート派遣事業を活用して中山間地域づくり活動に取り組む地域団体が実施する先進地視察を支援する。

(2) アドバイザー派遣事業

地域づくり等に関する専門的な知見を有する者をアドバイザーとして地域団体に派遣し、個別課題の解決に向けた地域の取組を支援する。

(3) アドバイザーバンク設置運営事業

前号のアドバイザーを登録したアドバイザーバンク（以下「バンク」という。）を設置するとともに、アドバイザーとして適当と認める者の登録等を行う。

(サポートセンター)

第5条 本事業におけるコーディネーター及びアドバイザーの派遣、バンクの運営、進捗管理等は、やまぐち中山間地域づくりサポートセンター（以下「サポートセンター」という。）において実施するものとする。

(事業の要件)

第6条 第4条第1項第1号及び第2号に掲げる事業は、原則として、「地域の夢プラン」等により支援の目的となる地域課題や地域づくりの目標が明確にされている地域又は「地域の夢プラン」を策定しようとする地域等において実施するものとし、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 山口県内の中山間地域の発展、活性化に寄与するものであること。
- (2) 地域団体が主体的に取り組む地域づくり活動であること。
- (3) 宗教・政治活動を主たる目的としないこと。
- (4) 選挙活動を目的としないこと。
- (5) 営利を主たる目的としないこと。

(事業の経費)

第7条 県は、毎年度予算の範囲内で、本事業の実施に要するコーディネーター及びアドバイザーの旅費及び謝金について、サポートセンターを通じて、コーディネーター及びアドバイザーに支払う。

2 県は、毎年度予算の範囲内で、第4条第1項第1号イに掲げる地域団体が実施する先進地視察に要する経費について、サポートセンターを通じて、助成金を交付するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。